

地域のつながり！ 減量のたのしさ!!

# = きしわだ = 推進員だより

「推進員だより」は岸和田市廃棄物減量等推進員の活動や市の施策を紹介します。

## 岸貝クリーンセンターフェアのお知らせ

日時：平成 21 年 7 月 4 日 (土) 10:00 ~ 15:00 (雨天決行)

場所：岸和田市貝塚市クリーンセンター  
岸和田市 岸之浦町 1 番地の 2

### 特別見学ツアー

日頃立入ることの出来ないリサイクルプラザ施設内で粗大ごみや資源ごみを処理する設備を見学します。

**応募方法** 往復はがきに代表者の住所・氏名・年齢・電話番号・希望区分を明記し、はがき 1 枚で 5 名まで申込みができますので、希望者全員の氏名と年齢 (学年) を必ず明記してください。

なお、視覚障がい者の方は電話での申込みが可能です。

区分	時間	定員
午前	10:30 ~ 12:00	10 名 × 4 班 = 40 名
午後	13:00 ~ 14:30	10 名 × 4 班 = 40 名

**参加対象者** 小学校 4 年生以上とし、中学生以下は保護者同伴となります。

**注意事項** 工場施設内のためバリアフリー対応にはなっておりません。足元は段差や階段が多く、1 時間以上歩くので運動靴などでの参加をお願いします。

**申込み** 〒596-0016 大阪府岸和田市岸之浦町 1 - 2  
岸貝クリーンセンター 総務課 展示啓発係宛  
お問合せ 【直通】072-436-4453

**締め切り日** 平成 21 年 6 月 19 日 (金) 消印有効

詳しくは岸和田市貝塚市清掃施設組合へお問合せください。

イベントの内容・・・岸和田市のコーナー 牛乳パックを使ったリサイクル工作  
パネルクイズ・・・全問正解者に啓発グッズ進呈  
ペットボトルの再生品 (だんじり) の展示 環境パネル展示

その他・・・スタンプラリー、岸貝エコクラブのコーナー、食べ物コーナー、貝塚市のコーナー

主催者：岸和田市・貝塚市・岸和田市貝塚市清掃施設組合・岸貝エコクラブ

協賛：T・A・N 岸和田市貝塚市事業所

送迎バスは岸和田市福祉センター北門付近から 9 時 30 分 ~ 13 時 00 分の間、毎時 00 分と 30 分に発車いたします。

## 推進員活動報告書の意見抜粋

廃棄物減量等推進員活動報告書を提出していただき、ありがとうございました。ご意見や町会での活動を一部ですが、ご紹介させていただきます。

資源ゴミ回収の際、空き缶・空き瓶等が当日休日 (祝日) の場合、回収不能との事。今まで、回収されていたので今月 (3 月) は三連休になり放置は困るのです。又、このような変更等があった場合には推進員宛に書面にて知らせください。

A. 平成 2 年より、ごみの減量化、資源化に向け、資源ごみ (空きビン・空きカン) の分別収集を実施いたしましたが、資源ごみの回収実施以降、祝日の資源回収は行っておりません。また住民の方々に、祝日の資源ごみ (空きビン・空きカン) の回収が行われていない状況等をお伝えしていただければと思います。

廃食用油回収後の油がどのように使われているか、町内で聞かれたときに答えられるような資料があれば届けてほしい。現在どのような利用をされているか？回収した時の量がどれ位なのか？埋立ごみはどこで処理をしているのか？回収した時の量がどれ位になるのか？蛍光管及び乾電池のリサイクルをどこで行ってその後どうなるのか？

A. 平成 4 年 6 月より廃食用油の回収を実施いたしました。平成 20 年度、市内全体での廃食用油の回収量は **19,470 kg** です。委託業者が各地区をまわり回収をしまして、その後、処理され企業の補助燃料として再利用しています。平成 15 年から市内全域で埋立ごみ、蛍光管の回収を実施しました。**埋立ごみ** (茶碗、セトモノ、ガラス等) の平成 20 年度回収量は **223,960kg** でした。市で回収した埋立ごみは清掃工場にストックした後、神戸沖の埋立処分場に埋立てております。同時に回収された蛍光管につきましては、割れていない物だけを専用のコンテナに入れ替え、北海道の工場で適正な処理をされリサイクルされています。**廃乾電池** につきましては、市内の 145 ヶ所 (平成 21 年 5 月現在) に廃乾電池専用 BOX を設置しており、平成 20 年度回収量は **19,870kg** でした。市が定期的に回収を行い廃蛍光管と同じく北海道の工場で適正の処理をして再利用されています。

廃油回収時には各家庭でペットボトルに廃油を入れて持ってくる家庭が多いので現状ではペットボトルを入れるナイロン袋を貴課で配布されてはどうですか。

A. 廃油を入れて持ってこられたペットボトル等は油で汚れがひどいため 普通ごみ (可燃ごみ) になります。袋の配布に関しましては、原則、持って来ていただいた市民の方に、ご家庭に持ち帰っていただき 普通ごみ (可燃ごみ) として出していただくことをお願いします。年末年始の回収予定一覧表や行事日程を推進員に郵送していただきたいと思ひます。

A. 今後、『推進員だより』を通じて推進員の皆さまの活動や住民の方々への周知になるような日程表 (正式な日程が決まり次第) や記事を掲載していきたいと思ひます。埋立てゴミ、廃油回収及び小金属回収等 (町会によっては独自に行っているところがあります) を別々にするのではなく統一日にして下さい。町会で区分するように指導します。

A. 今年度より、各町会と話し合いをさせていただき、埋立てごみ (2 ヶ月に 1 回) と廃食用油の回収 (年 2 回) を出来るかぎり同じ日にすると同時に **廃食用油の回収を日曜日に実施** します。また 9 月発行予定の「推進員だより」で、2 回目 (10 月以降) の廃食用油の回収日程を掲載したいと思ひております。

## 不法投棄の担当課が変わりました

平成 20 年度、市の機構改革により不法投棄の担当課が「生活環境課」から「環境保全課」へ変更になりました。

### 追放・不法投棄

(しない・させない・ゆるさない)

岸和田市域における不法投棄も、府・市の関係機関や市民の協力により減少しつつありますが、まだまだ後を絶たないのが現状です。

不法投棄は、まちの美観を損ない、自然環境へも悪影響をおよぼします。

中には毒物が含まれていることもあり、市民の健康や生態系への影響も考えられます。

### 不法投棄の現状

多くの市民がごみを適正に処理をしている一方で、一部の心無い人たちの不法投棄で生活環境の悪化をまねいています。



### 不法投棄防止の対策

- ・市では、大阪府や岸和田警察と連携して不法投棄防止の強化を図るため、「不法投棄等防止対策連絡会」を結成しています。
- ・各地区市民協議会や町会などとともに夜間巡視パトロールを強化しています。
- ・「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」の6月には、南海岸和田駅及び JR 東岸和田駅周辺で不法投棄防止キャンペーン活動を行っています。

随時、不法投棄防止の対策や不法投棄の現状をお伝えしたいと思っております。

**連絡先 環境部 環境保全課 (電話 423-9462)**

### 『リサイクル品 無償譲渡会』を行います

市民の方々から提供していただいた家具やベビー用品、小物などのリサイクル品を抽選で市民の方へ無償でお譲りいたします。皆様のご来所をお待ちしております。

日時：平成 21 年 7 月 8 日 (水) 9 日 (木) 展示会 《時間》 10 時 ~ 16 時  
10 日 (金) 公開抽選 《時間》 10 時 ~

場所：環境事務所リサイクル展示室 (土生町 2 丁目 5 4)

## 家電リサイクル品目に対象機器が追加されました

平成 21 年 4 月 1 日から家電リサイクル法が一部改正され、従来の家電リサイクル品目 (家庭用エアコン、ブラウン管式テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機) に液晶式及びプラズマ式テレビ、衣類乾燥機が追加されました。処分する場合はリサイクル料金が必要になりました。

## 小さな金属類・埋立ごみについて

平素は小さな金属類・埋立ごみ回収の立会い、ありがとうございます。

小さな金属類は、鍋・やかん・フライパン・スチールハンガー・傘の骨・その他 25 cm 以下の金属類です。市が実施する場合は電化製品や包丁などの刃物類は回収しません。埋立ごみは、せともの類・化粧品のビン・ガラス等・蛍光管を回収します。蛍光管には有害な成分が入っておりますので、割らずに出していただければと思います。割れていない蛍光管 (円形・直管形) だけを別で回収して、適正処理を行い、リサイクルをしています。蛍光管につきましては「割れているもの」・「割れていないもの」を分けて出していただければ結構です。電球につきましては、有害な成分が含まれていないことから、市ではリサイクルを行っていませんので、せともの類と同じく埋立ごみと一緒に回収をしています。

排出時の袋や箱などは排出者の方に持ち帰るよう、ご指導よろしくお願いたします。

埋立ごみ	小さな金属類	蛍光管
せともの類・化粧品のビン ガラスなど 【電球 (ボール形)・割れた蛍光管】	鍋・やかん・傘の骨 スチールハンガーなど その他 25 cm 以下の金属類	割れていない蛍光管 【環形 (円形) 直管形】

## 6 月は環境月間です

6 月 5 日は環境の日です。これは、1972 年 6 月 5 日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められたものです。国連では、日本の提案を受けて 6 月 5 日を「世界環境デー」と定めており、日本では「環境基本法」(平成 5 年) が「環境の日」を定めています。平成 3 年度から 6 月の 1 ヶ月間を「環境月間」としています。

## 『推進員だより』に推進員さんの声を!!

暮らしの中で取り入れているごみの減量やリサイクル活動、普段から推進員の皆様を感じていることや、「アイデア」「地域の取り組み」「知ってもらいたいこと」などがありましたら、ぜひご意見をお寄せください。推進員の方々の声を記事にしたいと思っております、また直接、お話を聞かせていただくこともございますが、よろしくお願いたします。

連絡先 岸和田市役所 環境部生活環境課 減量推進担当

電話 423-9465 FAX 436-0418

岸和田市ホームページ <http://www.city.kishiwada.osaka.jp/>